

ヘッドライン

- ① 5月から確定拠出年金制度の導入がしやすくなりました
- ② 働き方推進支援センターが全国で開設されています
- ③ 過労死等の防止対策に勤務間インターバル制度の推進が盛り込まれました

① 5月から「中小事業主掛金納付制度」と「簡易型DC制度」がスタート

従業員の福利厚生にも役立つ確定拠出年金（DC）制度は、法律改正により、5月から従業員数100人以下の中小企業を対象に、「中小事業主掛金納付制度」と「簡易型DC制度」がスタートしました。この制度が始まったことで、中小企業はDC制度を導入しやすくなりました。



「**中小事業主掛金納付制度**」は、従業員がiDeCo（個人型確定拠出年金）に加入している場合、本人が拠出する掛金に加え、事業主が掛金を追加拠出することができる制度です。

「**簡易型DC制度**」は、企業型DC制度の一つです。この制度を導入すると、企業型年金規約の承認申請を、地方厚生（支）局に行く際に必要となる書類が簡素化されます。また、シンプルな制度設計となっているため、導入する際の事務負担が軽減されます。

どちらの制度も、従業員の豊かな老後に向けた資産形成に、事業主が直接支援できる制度となっています。制度の概要については、厚生労働省のホームページにも掲載してありますので、ぜひご覧ください。

[厚生労働省 ホームページ](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192886.html) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192886.html>

[iDeCo 公式サイト](https://www.ideco-koushiki.jp) <https://www.ideco-koushiki.jp>

② 働き方推進支援センターが全国で開設されています

働き方改革に向けて、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワンストップ相談窓口として、「働き方改革推進支援センター」を47都道府県に開設されています。

すべての事業主の方が無料で相談を受けることができます。次のような問題でお悩みの事業主様ぜひご利用くださいませ。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい



- 助成金を利用したいが利用できる助成金分からない

千葉働き方改革推進支援センター

住所：千葉市中央区新田町 6-6 荒井ビル 3 階 A 室

電話：043-304-6133

③ 過労死等の防止対策に勤務間インターバル制度が推進を盛り込まれました

厚生労働省は 4 月 24 日、過労死等防止対策推進協議会に対し、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の改定案を提示しました。

過労死等防止対策推進法に基づき平成 27 年 7 月に閣議決定された同大綱は、政府の重点対策や数値目標などをまとめたもので、3 年後を目途に見直しを検討するとされていました。改定案では、数値目標として新たに勤務間インターバル制度の推進などを追加し、協議会の了承を経て、今夏を目途に改定される見通しです。

勤務間インターバル制度は、前日の終業と翌日の始業の間に連続した休息時間が確保されるため、過労死等の防止に極めて有効とされていますが、実際に導入している企業は平成 29 年時点で 1.4%にとどまり、制度を導入していない企業の約 4 割が「制度を知らなかった」と回答していました。

小堀健太郎